墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２９年３月３０日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第１８号

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成１７年墨田区条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「耐震改修」を「耐震改修等」に改める。

第２条第２号中「地震」を「墨田区規則（以下「規則」という。）で定める診断方法に基づき耐震性が不足していると判断された木造住宅に対し、地震」に、「した建築物の増築、改築又は修繕」を「して耐震改修計画に基づき、簡易改修工事又は耐震改修工事（第４条第１項の助成対象建築物が緊急対応地区内に存する場合に限る。）を行うこと（耐震改修計画の作成及び当該計画を作成した者による耐震改修が当該計画どおり行われたかどうかの確認を含む。）」に改め、同条第３号中「耐震改修」を「耐震化」に改め、同号を同条第５号とし、同条第２号の次に次の２号を加える。

⑶　除却　規則で定める診断方法に基づき耐震性が不足していると判断された木造住宅を地震に対する地域の安全性の向上を目的として除却すること（第４条第１項の助成対象建築物が緊急対応地区内に存する場合に限る。）をいう。

⑷　耐震装置設置　規則で定める診断方法に基づき耐震性が不足していると判断された木造住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的として規則で定める装置を設置すること（高齢者等が第４条第１項の助成対象建築物に居住する場合に限る。）をいう。

第２条に次の１号を加える。

⑹　高齢者等　６５歳以上の者又は身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳１級若しくは２級の交付を受けている者若しくは東京都知事が定めるところにより愛の手帳１度から３度までの交付を受けている者をいう。

第４条第１項本文中「耐震改修」の次に「、除却又は耐震装置設置（以下「耐震改修等」という。）」を加え、同項ただし書中「所有者」を「所有権者」に、「耐震改修」を「耐震改修等」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「第１項」を「前項」に、「木造住宅の耐震改修」を「耐震改修等」に改め、同項を同条第２項とする。

第５条第１項中「耐震改修に要した経費及び当該耐震改修に係る耐震改修計画の作

成に要した経費（耐震改修の確認に要した経費を含む。以下同じ。）」を「耐震改修等に要した経費」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　前項の耐震改修等に要した経費のうち、耐震改修計画の作成に要した経費は、区長が別に定めるところにより行った耐震診断の結果に基づく耐震改修計画の作成に係る経費に限る。

第６条第１項各号列記以外の部分中「耐震改修」を「耐震改修等」に、「墨田区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同項第１号から第３号までを次のように改める。

⑴　耐震改修のうち、簡易改修工事に係る耐震改修計画を作成する場合は当該作成に係る助成対象経費の２分の１の額と、耐震改修工事に係る耐震改修計画を作成する場合は当該作成に係る助成対象経費の１０分の１０の額とする。

⑵　耐震改修のうち簡易改修工事を行う場合は、当該工事に係る助成対象経費の３分の１の額とする。ただし、助成対象建築物が緊急対応地区内に存する場合は、当該経費の２分の１の額とする。

⑶　耐震改修のうち耐震改修工事を行う場合は、当該工事に係る助成対象経費の２分の１の額とする。

第６条第１項第６号中「第１号から第３号」を「第２号から第４号」に改め、「行う」を削り、「耐震改修工事」の次に「を行う場合」を加え、「助成対象経費」を「当該工事に係る助成対象経費」に改め、同号を同項第７号とし、同項第５号中「第１号から第３号」を「第２号から第４号」に改め、「行う」を削り、「耐震改修工事」の次に「を行う場合」を加え、「助成対象経費」を「当該工事に係る助成対象経費」に改め、同号ただし書中「高齢者等が」の次に「助成対象建築物に」を加え、同号を同項第６号とし、同項第４号中「第１号から第３号まで」を「前３号」に改め、「行う」を削り、「耐震改修工事」の次に「を行う場合」を加え、「助成対象経費」を「当該工事に係る助成対象経費」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号の次に次の１号を加える。

⑷　前２号の規定にかかわらず、高齢者等が助成対象建築物に居住する場合の前２号の助成金の額は、それぞれ助成対象経費の３分の２の額とする。

第６条第１項に次の２号を加える。

⑻　除却を行う場合は、当該除却に係る助成対象経費の２分の１の額とする。

⑼　耐震装置設置を行う場合は、当該設置に係る助成対象経費の１０分の９の額とする。

第６条第２項を削る。

第７条第１項中「耐震改修」を「耐震改修等」に改め、同条第３項中「耐震改修」を「耐震改修等」に、「区長の変更確認」を「当該変更後の耐震改修等が引き続き助成対象となるかどうかについて、区長の変更確認」に改める。

第８条中「耐震改修」を「耐震改修等」に改める。

付　則

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に助成対象確認（変更確認を含む。以下同じ。）の申請があった耐震改修等について適用し、同日前に助成対象確認の申請があった耐震改修については、なお従前の例による。